

# 茨木市の明治期作成地籍図の請負業者について

石坂 澄子

## 1. はじめに

明治期の地籍図作成には、測量と地図調製を行う請負業者が多く関わっていた。『新修茨木市史第六巻 史料編近現代』（茨木市史編さん委員会2011）では、請負業者である憲量舎の実測定価概略見積と本支舎位置広告、及び同じく請負業者である議務舎の地籍編製請負定約書が掲載されている（註1）。筆者の前稿（石坂2024）では、清水村の地籍編製での地籍地図を作成した改明舎について取り上げた。本稿では、茨木市内に残る史料から現在確認することができる複数の請負業者について、比較・検討を行うこととする。

## 2. 史料に現れる請負業者

### （1）改明舎

明治16年（1883年）4月7日付で、道祖本・宿久庄・清水・小野原の4村一括で地籍図作成の請負契約を行っている。関連史料より、舎長「瀬戸治作」、舎員「公下松三郎」の名が確認できる。地図作成に関して宿久庄村と清水村から苦情があったため、後に瀬戸は舎長を解任され、公下が代わりに請け負うこととなり、舎名も改進舎に改められた（石坂2024）。

改明舎は、和泉国南郡名越村（現・貝塚市）と和泉国南郡塔原村（現・岸和田市）でも地籍図調製を請け負っている。塔原村の史料によると、本舎の住所は和泉国南郡水間村（現・貝塚市）で、分舎は摂津国武庫郡西宮町石在町（現・兵庫県西宮市）となっている。清水村を含む4ヵ村との請負契約は、分舎を通じて行われた可能性がある（石坂2024）。

### （2）議務舎

明治17年（1884年）4月25日付で、島村と請負契約を行っている（註2）。契約書には舎長以下舎員3名の住所も記載されており、舎長は島下郡坪井村（現・摂津市）在住、舎員1名は水尾村、残り2名は島村在住で、近隣の人間で構成されている。

### （3）憲量舎

契約書は確認できないが、茨木村（註3）、郡

山村（註4）、馬場村（註5）で地籍図調製を請け負ったとみられる。住所は、本舎が河内国若江郡三島新田（現・東大阪市三島）、支舎が摂津国島下郡茨木村梅林寺と摂津国東成郡森村（現・大阪市城東区森之宮）となっている（註6）。支舎の1つである茨木村梅林寺は、作業を行うために滞在していた場所と思われる。

### （4）昇光社

下中条村（註7）、中穂積村（註8）で地籍編製の地籍図調製請負契約、粟生村（註9）で地押調査を請け負っている。ほかに田中村で地押調査（註10）、大門寺村で起返分の誤謬訂正調査を請け負っている（註11）。住所は兵庫縣播磨国印南郡細工所村（現・兵庫県加古川市）である。

明治8年（1875年）、兵庫県の前身の一つである飾磨県で測量請負申請者の技術検定が行われており、結果公表の社名の中に「昇光社」がある（註12）。

### （5）万年社

佐保村（註13）、泉原村（註14）、総持寺村（註15）と請負契約を行っている。住所は兵庫縣播磨国加東郡山国村（現・兵庫県加東市）で、佐保村と泉原村の契約書には「摂津国島下郡安威村寄留」とある。万年社の社長である飯尾昌次については「阿為神社宮司のイオさんが測量ができたので、安威の地籍図作成にかかわった。地籍図を作成した人は、地元の旧家に滞在していた」という話が伝わっており（註16）、明治後期～大正初期の阿為神社宮司に飯尾昌次の名があるため同一人物と考えられる（註17）。

## 3. 契約書の構成と比較

請負業者と村で取り交わされた契約書の内容の比較を行う。史料1は、万年社と泉原村の間で取り交わされた契約書の本文である。他の契約書も基本的に同じ様式でまとめられているが、内容が前後する場合もある。表1は、契約書の内容の比較である。

史料1 寺野允将家文書 785

明治十六年 月 日

飯尾昌次

地籍編製下調ニ付為取換條約書

第壹條

明治十五年本府乙第九十八号御達ニ基キ地籍編製無遺漏精蜜ニ取調可致事

第貳條

地籍調製スルニ就テハ御成規之分問テ用ヒ製調之上左之種目相渡シ可申事

一 壹村全図 但実地十間ヲ以テ曲尺壹分トス

即六千分ノ一ナリ 正副貳通

一字ナ限切絵図 同 貳通

一 地籍帳簿 同 貳通

一 改租ノ際漏土地丈量帳 是ハ畦畔道溝川堤等ノ類 壹冊

第三條

土地案内者及縄引人夫等ハ社員之需ニ応シ村費ヲ以テ差出シ可有之事

第四條

社員入村之節ハ相当之止宿所ヲ備受可申事

第五條

地籍調製方精覈ニ取調可致ハ勿論ニ候得共萬一再調被命、且不都合之廉有之ニ於テハ社費ヲ以テ速ニ再調可致事

第六條

地籍下調委任相受候上ハ為手数料地籍番号壹筆ニ付金五錢五リ（厘）宛可申受事

但シ地籍ニ就テノ筆紙墨等ハ勿論社費之コト

第七條

山岳原野山林等ハ官民有ヲ不問壹反歩ニ付金壹錢宛可申受事

第八條

前ニケ條之手数料受取方之儀ハ野取丈量済之節全額之四分金又図面帳簿悉皆整頓之上三分金都合兩度ニ受取可申事

但残ル金額ハ官署江進達之節可受取事

第九條

地籍ニ関シ本府ヨリ被召喚及本府方伺等ハ総テ社費ヲ以支辨可致事

前頭之條目相結約スル上ハ後日ニ至リ互ニ異論申間敷、依テ為取換條約証書如件

兵庫縣播磨国加東郡山国村

当村撰津国島下郡安威村寄留

萬年社戸長

(1) 条文数

契約書は原則として箇条書きで、7条から9条の構成である。契約書1のみ一つ書きで書かれている。

(2) 法令

地籍編製事業の根拠となる法令（明治15年大阪府乙98号達）を提示している。

史料2 大阪市立図書館所蔵史料

明治15年大阪府乙98号達

乙第九拾八号

郡区役所

戸長役場

地籍編製ノ儀ハ予テ内務省達ノ次第モ有之ニ付別紙編製心得書ニ照準可取調此旨相達候事

明治十五年七月廿四日 大阪府知事建野郷三

史料2は府乙98号達の条文である。この後に、明治十五年七月乙第九拾八号別冊として内務省の「地籍編製心得書」（以下、心得書と表記）が付属している。心得書は、冒頭の緒言に続き全80条を内容別に15章に分けたもので、提出物の詳細な雛形を添付し、これに準じた形式で地籍編製に関する地図・簿冊を作成するよう書いている（註18）。

(3) 成果物

壹村全図、字限図、地籍帳、改租ノ際漏土地丈量帳の作成については、全契約書に記載されている。この4点の作成は心得書に基づくものである。

心得書第4章第8条には、6000分の1の全図と600分の1の字限図を作成するよう書かれている。茨木市に残る地籍編製での地籍図は冊子でまとめられており、全図は字限図の前の頁に綴じられている。改租ノ際漏土地丈量帳は心得書第14章に、地籍帳は第15章に雛形が付けられている。全図・字限図・地籍帳は2部作成して提出し、検査の後1部返却されることとしている。

契約書2に記載された野取簿は土地の調査記録である。心得書第14章第78条には、実地調査の書類や草稿は戸長役場に備えおくこととあり、野取帳は文書群に残されていることが多い。大全図の

表1 地籍編製地籍図調製請負契約書比較

契約書番号	契約書1	契約書2	契約書3	契約書4	契約書5	契約書6	契約書7	契約書8
史料番号	鳥羽区有文書747 <sup>*1</sup>	鳥区有文書2255	西村茂家文書39	岡村家文書35	免山篤家文書68	寺野允将家文書785	総持寺自治会文書415-2	田中実行組合文書39
作製年	明治16年4月7日	明治17年4月25日	明治18年5月6日	明治17年1月14日	明治16年	明治16年	明治16年6月9日	近代
社名(村)	改明舎 (道相本、宿久庄、清水、小野原)	議務舎(島)	昇光社 (下中条)	昇光社 (中穂積)	萬年社 (佐保)	萬年社 (泉原)	萬年社 (総持寺)	不明 (田中)
(1) 条文教	7カ	7	9	9	9	9	8	8
(2) 法令	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 成果物 <sup>*2</sup>	○	○	○	○	○	○	○	○
字限図 正副2通	○	○	○	○	○	○	○	○
地籍帳 正副2通	○	○	○	○	○	○	○	○
改租ノ際漏土地丈量帳 1冊	○	○	○	○	○	○	○	○
野取簿	○	○	○	○	○	○	○	○
大全図 1通	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 手数料	1筆につき4銭	○	○	○	○	○	○	○
1筆につき5銭5厘	○	○	○	○	○	○	○	○
1筆につき7銭	○	○	○	○	○	○	○	○
1村で30円	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) 山岳原野山林 手数料	官・民有地を問わず1反歩につき1銭	○	○	○	○	○	○	○
5町分以上あれば1反歩につき1銭。5町分未満は不要	○	○	○	○	○	○	○	○
1筆3町歩以上あれば1反歩につき1銭。3町歩未満は不要	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) 支払条件	野取丈量終了後30%、図面・帳簿調整時点30%、官庁提出時残金	○	○	○	○	○	○	○
野取丈量終了後40%、図面・帳簿調整時点30%、官庁提出時残金	○	○	○	○	○	○	○	○
野取丈量終了後40%、図面・帳簿調整時点50%、官庁提出時残金	○	○	○	○	○	○	○	○
(7) その他	官庁提出後 土地案内者・細引人夫は社員のために応じて召集、人件費は村費でまかなう 細引12名、案内人1名は村費 土地の状態が悪くて2名の細引きが難しい時は、3名もしくは4名依頼する 1筆当たりの手数料7銭以外は全て社費で行う 社員宿泊所は村で用意 随いは1人前1日8銭 紙墨等は社費でまかなう 地籍について府に召喚された時は社費で出向く 再調査は社費で行う	○	○	○	○	○	○	○

\*1 破損が激しく、部分的な残存。石版204 pp. 55-56に翻刻を掲載。

\*2 縮尺が書かれている場合はカッコ内に記載。

作成は、契約書8のみに記載されている（註19）。

#### （4）手数料

手数料は、1筆につき4～7銭、もしくは1村で30円とばらつきがある。最も安い4銭は島村を請け負った議務舎である。昇光社は下中条村では1村30円、中穂積村では1筆5銭5厘で請け負っている。下中条村は現在の茨木市中心部に当たるが、面積が小さく、筆で計算すると割安になってしまうため1村あたりの手数料にしたと考えられる。萬年社は3村とも1筆につき5銭5厘で契約している。田中村（業者不明）の手数料は1筆につき7銭で、最も高額である。

#### （5）山岳原野山林手数料

山林や原野の丈量については別途手数料が設定されている場合がある。1反歩につき1銭という金額は共通しているが、手数料を請求する条件に違いがみられる。萬年社の佐保村・泉原村での契約は山間部であるため条件はつけられていない。昇光社は、下中条村では「1筆3町歩以上あれば」、中穂積村では「5町歩以上あれば」請求することとなっている。

#### （6）支払条件

野取丈量終了後、図面・帳簿調製時点、官庁提出時の3回に分けて設定されており、支払い時の金額の割合は3種類ある。議務舎の島村請け負いのみ、官庁提出後に全額支払いとなっている。

#### （7）その他

測量を補助する人員は村費で雇うことが記されている。議務舎の島村請け負いには土地の状態の悪さについて書かれているが、島村は安威川下流に位置する低湿地であるため、このような書き方になったと思われる。

社員が宿泊する場所は村で用意し、紙・墨等の消耗品は社費である場合が多い。田中村の契約書には、1人前1日分8銭の賄いが記されている。

昇光社と萬年社は、地籍について府に召喚された場合や再調査を行う場合は社費で行うこととしている。

### 4. その他関連する史料

#### （1）総持寺村に関する史料

「大阪府摂津国島下郡惣持寺村諸費取調帳」（総持寺自治会文書422）は、請負時の食事の記録である。明治16年6月14日から同年8月22日まで、

盆休みと思われる8月10・11日以外、毎日記録されている。総持寺村と萬年社の契約書の日付は明治16年6月9日なので、その5日後から作業が始まり、8月22日に終了したとみられる。

この時に作成された地籍図が「大坂府管下摂津国島下郡総持寺村地図」（茨木市所蔵）とみられ、表紙と奥付の日付は明治16年7月5日である。この地籍図には府の担当者による検査付箋がつけられている（註20）。

#### 史料3 総持寺自治会文書415-1

乙第八拾五号

條約書

今般地籍編製下調之義委託ニ相成事業落モ整理致シ候ニ就テハ后日御点検之節再調被命乎、且不都合之廉有之ニ於テハ社費ヲ以テ再調可致ハ勿論ニ候得共萬一社長不得止事故、有之節ハ拙者ヨリ異議申間敷速ニ再調可致候、為后日依テ定約証書如件

兵庫県下播磨国印南郡

中西村萬年舎員

鷲尾長治（印）

明治十六年九月六日

総持寺村戸長

大森忠左エ衛門殿

中城村戸長

田尻政右衛門殿（註21）

史料3は再調査に関する契約書である。再調査については、最初の契約書で社費で行うことが記されているが、再確認のような契約書が取り交わされている。社長に何かあった場合は、社員である鷲尾が行うこととしている。

#### 史料4 大坂府管下摂津国島下郡総持寺村地図検査付箋

字図中綴目ヲ跨ケ足紙セルモノハ自然角度正確ナラサルヲ以検査セス、右ハ割図又ハ他へ足紙等ヲ以テ更ニ製調スヘシ

史料4は、総持寺村地籍図の表紙裏に付いている検査付箋である。字限図の縮尺は600分の1に統一されているため、1頁に収まりきらない大きな字は分割したり紙を足したりして描かれる。こ

の足紙が、総持寺村地籍図では冊子ののどの部分に付けられている。しかし、そのやり方だと角度が不正確になるので、分割するか他の位置(天、地、小口)に足紙を付けるように注意している。

## (2) 広告、斡旋に関する史料

### 史料5 向井利雄家文書 944-3

#### 広告

今般地籍編製ニ付本府乙第九十八号御布達ニ基キ調査方測量及ヒ字ナ限り村全図ニ至ル迄其精密ナル前ニ改組ノ際調製セシ測量図面ノ比ニ非ラス全国内部島嶼山岳深山幽谷海浜ニ至ル迄寸地モ洩ラサス測定スルノ御旨意ニシテ其手数前ニ比スレバ幾倍カヲ増加セザルヲ得ス実ニ古来未曾有ノ大事業ナレバ各郡区村町ニ於テモ賢明ノ諸彦御調製ニモ可相成ナレドモ諸君ニ有ツテハ夫々本務ノアル有テ一方ヲ理セハ一方ヲ欠クノ患ヒナキニシモアラス依之生等年来其道ニ入テ聊カ其業ヲ得タルヲ以テ這回熟練ノ同志数名ヲ撰挙シ會舎ヲ結合シ勉メテ費用ヲ省キ價ヲ低クシ諸彦ノ需メニ応シ精密ニ調進仕度俯テ願クハ御採用アランコトヲ希望ス  
明治十五年九月 憲量舎 (印)

史料5は、憲量舎の広告である。府乙九十八号布達による地籍編製は、前回の地租改正の際に調製した測量図とは比べ物にならないくらいの精密さが求められるため、作業に熟練した者で結成した当社が町村の担当者に代わって行い、安い費用で精密な調製を行うので、ぜひ採用してもらいたい旨書いている。

### 史料6 馬場村本中村家文書 672-2

[表面]

撰津国茨木ノ東島下郡馬場村

中村治郎兵衛様

石津邸

上堀八三郎

[裏面]

概略残暑劇シク高堂御安康奉欣快候、陳者貴村地籍編製一条測量人へ御委任相成候哉一応御訊問及候、倘シ他へ委任無之候得ハ迅速御戴復相成度候也

十七年八月十四日 表ス

史料6は、馬場村が地籍編製を測量人に委任するかどうかを尋ねる葉書である。もし他に委任しないのであれば、すぐに連絡が欲しいと書かれている。差出人の上堀八三郎には、紹介したい請負業者がいるのではないかと推測される。

## 5. おわりに

本稿では、茨木市で地籍図作成を行った請負業者について、契約書の比較とその他の関連史料の検討を行った。現在確認されている5つの請負業者は、1社を除いて他の地域(現在の貝塚市、東大阪市、兵庫県加古川市、同県加東市)から来ている業者であった。請負業者は広告を作成して村に宣伝したり、仲介者を介して仕事を請け負っていたと考えられる。請負契約書の内容には差があり、現場の地理的条件によって変えているようである。

地籍図の作成は、人々の交流を生んだ。万年社社長の飯尾昌次は兵庫県加東郡山国村の業者だったが、地籍図作成のために安威村に留まることで地域に深く関りを持ち、後に阿為神社の宮司を務めるまでになった。飯尾昌次の次の宮司は飯尾昌文(大正4年～大正後期)とあり(註22)、名前からみて親族である可能性が高い。

茨木市に残る地籍図は、作成者の名が記されていないことがほとんどである。表には出てこない、事業を支えた人々について明らかにすることは、地籍図作成のプロセスを考える上で重要なことであると考えられる。

## 謝辞

本稿の史料翻刻は、高橋伸拓氏、中川博勝氏にご協力いただきました。記して謝意を表します。

## 註

- 1) 茨木市史編さん委員会編 2011、pp. 109-112。
- 2) 島区有文書には議務舎を相手方とした請負契約書が4部残っている(島区有文書〔以下、島区有と表記〕1500、2242、2254、2255)。本稿では最も新しい日付で捺印がある「地籍編製請負定約書(第一条～七条)」(島区有 2255、明治17年)を参照した。
- 3) 「記(地籍編製下調費憲量舎受負額、同舎渡方取計方につき)」(萩谷吉男家文書 1490、明治16年)。
- 4) 「広告(当舎本支舎位置相定候につき)」(向井利

- 雄家文書〔以下、向井家と表記〕944- 2、明治15年)、「広告(地籍編製ニ付精密ニ調進仕るにつき御採用ありたく)」(向井家944- 3、明治15年)、「実測定価概略之見積(地籍編製につき)」(向井家944- 4、明治15年)。
- 5) 馬場村本中村家文書には憲量舎に関する史料として、明治16～18年の領収書や書簡、帳簿等が残っている(馬場村本中村家文書2274- 1～25)。
- 6) 前掲註4、向井家944- 2。
- 7) 「地籍編成下調ニ付為取換條約書」(西村茂家文書〔以下、西村家と表記〕39、明治18年)。西村家には昇光社に関する史料として、契約書2部、受領書、書簡等が残っている(西村家39、41、45、47～49)。
- 8) 「地籍編製下調ニ付為取換條約書」(岡村家文書35、明治17年)。
- 9) 池上家文書には昇光社に関する史料として、地押調査に関する請負史料が残っている(池上家文書70751- 1・2・6・7・10)。
- 10) 田中実行組合文書には昇光社に関する史料として、地押調査の勘定付、受取書、人数記録が残っている(田中実行組合文書653- 1・2・5)。
- 11) 「明治拾七年期起返分誤謬訂正野取図」(大門寺文書450- 2、明治20年)。
- 12) 東条町史編纂委員会編1995、p. 335。
- 13) 「地籍編製下調ニ付為取換條約書」(免山篤家文書68、明治16年)。
- 14) 「地籍編製下調ニ付收取換條約書」(寺野允将家文書〔以下、寺野家と表記〕785、明治16年)。寺野家にはほかに萬年社に関する史料として「証(本村大工土橋利助殿へ金壺円諸器械手数金御渡願)」(寺野家675- 3、明治20年)がある。また、泉原の西門直宏家文書1289の中には、萬年社に関する史料として、地価修正事業に関する請負史料が残っている。
- 15) 「地籍編製下調ニ付為取換條約書」(総持寺自治会文書415- 2、明治16年)。
- 16) 聞き取りによる。
- 17) 郷土史編集委員会編1998、p. 461。
- 18) 石坂2019 pp. 30-33。
- 19) この大全図の現物は確認されていないが、西河原村の地籍図「大阪府下摂津国島下郡西河(原欠カ)村全図」(茨木市蔵、明治16年〔1883年〕、1/600)は地籍編製での地籍地図の特徴(字限り地番、畦・

里道の反別記載など)を備えており、同様の契約で作成されたものである可能性が高い。

- 20) 石坂2019、p33。
- 21) 相手先に中城村が入っているので、萬年社は総持寺村と同時に中城村も請け負っていたと推測される。「大阪府管轄下摂津国島下郡中城村地図」(明治16年、茨木市蔵)がその成果物にあたとみられ、総持寺村と同様に検査付箋付きである。
- 22) 前掲註17に同じ。

#### 参考文献(五十音順)

- 石坂澄子2018「大阪府茨木市の明治期作成地籍図ー茨木市及び大阪法務局北大阪支局所蔵地籍図の調査(1)ー」『茨木市立文化財資料館館報』第3号 pp. 61-70
- 石坂澄子2019「大阪府茨木市の明治期作成地籍図ー茨木市及び大阪法務局北大阪支局所蔵地籍図の調査(2)ー」『茨木市立文化財資料館館報』第4号 pp. 30-34
- 石坂澄子2024「地籍図作成の過程ー摂津国島下郡清水村の事例ー」『茨木市立文化財資料館館報』第9号 pp. 53-57
- 茨木市史編さん委員会編2011『新修茨木市史 第六巻 史料編近現代』 pp. 109-112
- 郷土史編集委員会編1998『安威郷土史』
- 東条町史編纂委員会編1995『町制施行四十周年記念事業 東条町史 史料編』